

**特設サイト集約基盤の開発・運用業務委託
提案書作成要領**

1. 神戸市が応募者に提示する資料

神戸市は、応募者に以下の表 1 に示す資料を提示する。

表 1 神戸市が応募者に提示する資料

資料名称	資料内容
① 公募要領書	本業務の参加資格や調達手順等について記述
② 業務委託仕様書 (資料 1、1-1)	本業務の仕様を記述。 資料 1-1 には、令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月に実施した「特設サイト集約に向けた実態把握調査」の結果を記述。
③ 提案書作成要領 (本書)	応募者が提出すべき資料及び提出資料に記載すべき項目の概要等について記述
④ 提案評価・採点基準 (様式 7)	提案の評価の基準、得点配分等について記述
⑤ 機能要件対応表 兼 要件実現証明書 (様式 8-1)	本業務で必要とする機能要件を記述
⑥ 非機能要件対応表 兼 要件実現証明書 (様式 8-2)	本業務で必要とする機能要件を記述

2. 神戸市が応募者に提示する資料及び応募者が提出する資料

応募者は、上記 1. の提示を受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、神戸市へ提出すること。

表 2 応募者が神戸市に提出する資料

資料名称	資料内容	備考
① 見積書 (様式 6)	応募者が、仕様書に記述された業務を実施するための金額及びその内訳を記入したもの。	AWS 利用料の見積は本書 2(1)の前提条件に基づいて行うこと。
② 提案書 (任意様式)	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するか参加事業者にて説明したもの。	「(資料 1)仕様書」に記載している内容に照らして、「(様式 7)提案評価・採点基準」に記載されている評価項目及び評価視点を参考に、下記の内容について言及すること。 ①本業務の実施方針

		<p>②提案内容の構成・セールスポイント</p> <p>③本業務の実施計画、方法、手法、運用保守概算費用等</p> <p>④本業務にかかる実施体制・支援体制、業務従事者の経験・能力、参加事業者の経験・能力</p> <p>⑤セキュリティ対策の内容等を盛り込むこと。提案書は30ページ以内を目途に作成すること。</p>
③ 機能要件対応表兼要件実現証明書（様式 8-1）	機能要件に関する対応状況を記入したもの	
④ 非機能要件対応表兼要件実現証明書（様式 8-2）	本業務で必要とする機能要件を記述	
⑤ サービス提供実績一覧表（様式 9）	応募者が民間企業を含めて類似案件（複数サイトのインフラ共通化業務または AWS で構築した基盤の運用保守業務）の受注実績がある場合は、業務内容等を記載し提出すること	

(1) AWS 利用料の見積における前提条件

- ・ 1ドル=140円で計算すること。
- ・ Aグループのみ集約時：月間の全体PV数120万程度
- ・ A・Bグループ集約時：月間の全体PV数140万程度
- ・ その他見積に必要なスペックやサイトコンテンツのデータ量等は「(資料 1-1) 実態把握調査結果一覧」を参考にすること。この一覧にない新設サイトのスペックやデータ量は考慮しないものとする。

3. 応募者が提出すべき提案書に係る説明

(1) 提案書の提出

実施要領6(3)に基づき提出すること。

(2) 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や業務に関する一切の知識を有していなくても評価が可能な提案書を日本語で作成し、目次を付けること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ② 応募者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付書類として提案書に含めることができる。
- ③ 提案書には可能な限り応募者が推察できるような社名、ロゴ、商品名は表記しないこと。ただし、応募者が別途サービスやソフトウェアを調達し提供する場合の商品名についてはこの限りではない。
- ④ 神戸市から連絡が取れるよう、提案書の提出の際には担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号及び電子メールアドレス）を別途提出すること。
- ⑤ 提案書等の提出物を作成するにあたり、質問等を行う必要がある場合は、実施要領6（2）に基づき提出すること。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でないと神戸市が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑦ 受理した提案書は、評価結果に関わらず返却しない。
- ⑧ 提案書、その他の資料は、本業務における評価のためだけに使用する。

4. 補足事項

- (1) 業務提案書及びその補足資料で表明された内容については、契約の基本方針となる。また、提案書等は契約を締結する際の契約書類の一部として使用することがある。
- (2) 提案書等の作成費用等、契約締結前に発生した経費については、本業務の経費には含まない。また、提案書等の作成費用は、選定の成否にかかわらず支給しない。